

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領

第1 趣旨

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われな
い森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林
の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。

一方、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第12条第2項は、「国は、森林所有者
等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施
に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものと
する。」と規定されている。

このようなことから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等
による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じて森林整
備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲及び能力を有する森林所有者又は森林経
営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網及び森林の保護に関する事項も
含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業等の実施の前提となる境界の
明確化を促進する「森林境界の明確化」、森林施業等の合意形成に必要な森林所有者を確認す
る「森林所有者の探索」及び森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要な作業路網の
改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域における活動（以
下、「地域活動」という。）に対して「森林整備地域活動支援対策」による支援を実施している。

県としては、森林・林業基本法第27条において「国及び地方公共団体は、森林及び林業に
関する施策を講ずるにつき、相協力する」と規定されていることを踏まえ、県の森林の有する
多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、国の森林整備地
域活動支援交付金と連携して、地域活動の確保を図るため、市町村を通じ国からの交付金と一
体的に高知県森林整備地域活動支援交付金（以下、「県交付金」という。）の交付を行うものと
する。

第2 基本的事項

高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の別表第1に定める区分の内容ごとの基準等
については、別表第1のとおりとする。

別表第1

地域活動	事業内容	事業実施主体	備考
(1) 森林経営計画作成促進	<p>市町村との協定に基づき行われる次の1から3までの地域活動</p> <p>1 情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類や現地踏査による、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定、その他森林経営計画作成に必要な情報の収集。</p> <p>2 森林調査 施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査。</p> <p>3 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む） 森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計画案、施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動。</p>	市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合には、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意をえるものとする。
(2) 森林境界の明確化	<p>市町村との協定に基づき行われる次の1から5までの地域活動</p> <p>1 森林境界の測量 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類による、区域の面積、森林所有者、境界の状況、その他境界の測量に必要な森林情報の収集。境界が不明瞭な森林で行う境界の測量及び合意形成。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等。</p> <p>2 森林境界測量の精度向上 1の測量において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量</p> <p>3 リモートセンシングデータ（以下「リモセン」という）を活用した森林境界の測量 1の測量において、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報の収集。収集した情報の分析による境界の測量。</p> <p>4 森林境界案の作成 レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界の確認に必要な情報の収集。境界推測図の作成及び地元精通者への確認。</p> <p>5 不在村森林所有者の現地立会 不在村森林所有者による現地立会。</p>	市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合には、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意をえるものとする。
(3) 森林所有者の探索	市町村長との協定に基づき行われる、所有者不明森林の所有者探索・確認の地域活動 所有者が不明な森林について、戸籍、住民票、課税情報等の公的書類を活用して所有者を探索・確認する活動。	市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき行われている次の地域活動 作業路網の改良活動 対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下、「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良など作業路網の簡易な改良活動。	森林経営計画作成促進、森林境界の明確化に対する支援の協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	

(1) 基本的事項

県交付金の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が交付金の交付対象となる上表の事業内容に掲げる地域活動等（以下「対象行為」という。）を行う場合に、以下の要件等により必要となる経費を交付するものとする。

(2) 細則

①対象森林

ア 森林経営活動作成促進

森林法第11条第5項の規定に基づき認定された森林経営計画（以下、「森林経営計画」という）の対象とされていない森林、森林経営計画の計画期間が終了した森林、当該年度に計画期間の最終日が属する年度又はその前年度である森林（以下、「計画期間の終了が見込まれる森林」という。）及び森林経営計画の対象とされている森林であって当該計画の計画期間内に間伐を実施しようとする森林であって、他の事業により森林の現況調査が既に行われている森林。

イ 森林境界の明確化

森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、境界が不明瞭な森林

ウ 森林所有者の探索

林地台帳、森林簿、登記簿を用いて所有者の確認を行った結果、所有者が確認できなかった森林

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（以下、「条件整備」という。）

市町村長と森林経営計画作成促進また森林境界の明確化の協定を締結した森林。ただし、森林境界の明確化のリモセン加算及び森林境界案の作成の森林は、原則として対象としない。

上記のアからエの対象森林のうち、次の（ア）から（オ）までに掲げる森林は対象森林から除外する。

（ア）国、県又は市町村が所有する森林

（イ）国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

（ウ）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

（エ）国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

（オ）「森林境界の明確化」においては、分収林特別措置法第10条第2項に規定する森林整備法人が、同法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

②協定

ア 協定は、3年間で限度として地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の（ア）から（キ）までの事項を記載するとともに、（ク）から（ケ）を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を添付するものとする。（市町村が実施する場合は実施計画書を協定に代えるものとする。）

（ア）市町村長と交付対象者が協定を締結する目的

（イ）協定を締結した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在、森林簿等の面積等

（ウ）協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付する旨

（エ）協定の期間

（オ）交付対象者が協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合の手続

（カ）交付対象者は地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影した写真、地域活動に要した経費を証する書類等を整備する旨

（キ）その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市町村長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合にはその内容

（ク）「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき作成された森林計画図等に地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

（ケ）地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

なお、森林経営計画作成促進の対象森林において、森林境界の明確化の地域活動を実施する場合は、森林経営計画作成促進の協定に当該地域活動を実施する旨

を記載することができる。

また、森林経営計画作成促進・森林境界の明確化に向けた条件整備の地域活動を実施する場合は、経営計画作成促進又は森林境界の明確化（森林境界の測量のうちリモセン加算及び森林境界案の作成に取り組む森林を除く。）の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。

イ 市町村長は、市町村内に所在する対象森林について、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、地域活動を行おうとする者と協定を締結するものとする。

③ 交付額及び交付単価等

ア 森林経営活動作成促進

（ア） 交付額

a 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（以下、「積算基礎森林」という。）の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のアの対象森林のうち、次の（a）又は（b）に該当する森林（既に、平成30年度から令和4年度までにおいて、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け30林政経第349号林野庁長官通知）の別表1のIの2の1の（2）の①に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く（ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において、次の（b）に該当する森林に対して交付を受けた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。））面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者に対する加算措置の適用を受ける場合は、合意形成活動を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。

（a）地域活動の実施により、森林経営計画を策定すること等について、書面により森林所有者等の合意が得られた森林

（b）（a）以外の森林であって、現況調査等を行い、その成果を市町村に提供した森林。

（イ） 交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり

経営委託	28,500円（内訳：共同計画等＋間伐促進）
共同計画等	6,000円
間伐促進	22,500円
不在村森林所有者加算	10,500円

（ウ） 交付単価の適用

a 経営委託の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林若しくは計画期間の終了が見込まれる森林であり、かつ森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林で、計画期間内に間伐を実施するもの（ただし、計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。）をいう。

b 共同計画等の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林若しくは計画期間の終了が見込まれる森林（経営委託の交付金の交付を受けた森林を除く。）をいう。

c 間伐促進の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象森林であって当該計画の計画期間内において間伐を実施しようとする森林（ただし、計画期間内の間伐実施について書面により合意が得られるもの限り、当該計画の計画期間内に間伐を実施するものとして経営委託の交付金の交付を受けた森林を除く。）をいう。

d 不在村森林所有者加算の交付単価を適用する森林とは、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね2時間以上を要する森林をいう。

e aからcにおいて⑥のアに基づき当該交付金が返還された森林については、当該交付金は交付されなかったものとみなす。

イ 森林境界の明確化

（ア） 交付額

- a 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（以下、「積算基礎森林」という。）の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。
- b 積算基礎森林の面積の算定方法
積算基礎森林の面積は、①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。
なお、不在村森林所有者加算の適用を受ける場合は、合意形成活動及び現地立会を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ) 交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり

森林境界の測量	33,750円
精度向上加算	7,500円
リモセン加算	12,750円
不在村森林所有者加算	9,750円
森林境界案の作成	30,000円

(ウ) 交付単価の適用

- a 精度向上加算の対象は、森林境界の測量を行う森林のうち、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。ただし、リモセン加算との併用適用はできないものとする。
- b リモセン加算の対象は、森林境界の測量を行う森林のうち境界を確認するためにレーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他必要な情報を収集・分析し、境界を確定（書面により合意形成を行っていること。）する森林をいう。
なお、精度向上加算との併用適用はできないものとする。
- c 不在村森林所有者加算の対象は、③のアの（ウ）のdに準ずる。
- d ③のアの不在村森林所有者加算を適用する森林は、③のイの不在村森林所有者加算は適用しないものとする。
- e 森林境界案の作成の対象は、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報を収集・分析を行い、境界推測図の作成及び地元精通者（第三者）の確認を行う森林をいう。

ウ 森林所有者の探索

(ア) 交付額

- a 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。
- b 積算基礎森林の面積の算定方法
積算基礎森林の面積は、①のウの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

(イ) 交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり3,750円とする。

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

(ア) 交付額

- a 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。
- b 積算基礎森林の面積の算定方法
積算基礎森林の面積は、①のア又はイの対象森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林の面積とする。

(イ) 交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり30,000円とする。

④推進事務

ア 推進事務

(ア) 市町村推進事務

市町村、は以下の事務を行う。

a 推進等

- (a) 地域説明会の開催：①から③までの交付金の概要及び協定の締結に必要な事項について、森林所有者等を対象に説明会を実施する。
- (b) 協定の作成指導：協定の締結が円滑に行われるよう、森林所有者等を対象に協定の締結に必要な事務等について指導する。
- (c) 現地指導、現地調査等交付金の交付に必要な事務

b 確認事務

交付金の交付に当たっては別表第1の「森林経営活動作成促進」「森林境界の明確化」「森林所有者の探索」の実施結果については、次の(a)により確認し、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の対象行為の実施結果については、次の(a)から(c)により確認する。

- (a) 書類審査：書類審査は、対象行為の実施結果、実施状況及び対象行為に要した経費を確認するための書類等に基づき、対象行為が確実に実施されていることを確認する。
- (b) 現地確認計画の策定等：現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。
 - i 現地確認計画の策定
市町村は、対象行為の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について具体的な計画を策定する。
 - ii 確認野帳の作成
市町村は、現地確認を円滑に実施するため、対象行為の現地確認に必要な事項を記載した確認野帳(別紙様式第1)を作成する。
 - iii 標示票の作成及び標示票の配布
市町村は、現地確認を円滑に実施するため、標示票(別紙様式第2)を作成し、事前に該当する交付対象者に配布する。
- (c) 現地確認：現地確認は、以下のとおり行う。
 - i 交付対象者への通知書の送付
 - (i) 市町村は、現地確認の実施に当たって、現地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者にあらかじめ通知書(別紙様式第3)により連絡する。
 - (ii) 交付対象者は、現地確認日前に、標示票に必要な事項を記入の上、現地に標示票を掲示するものとする。
 - ii 現地確認の方法
 - (i) 現地確認は、協定ごとに、掲示された標示票に基づいて、所要の事項を確認するとともに、現地において対象行為の実施状況の確認を行うものとする。
 - (ii) 現地確認に当たっては、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断される場合は、交付対象者の立会を求めることができる。
 - (iii) 現地確認者は、交付対象者が現地確認内容を認知できるように、掲示された標示票に現地確認日、確認野帳に交付の適否等を記入する。
- c 交付事務：市町村は、交付対象者(交付金を代理により受領する者がいる場合にあつては、その者)への交付額等を記載した交付金支払調書(別紙様式第4)を作成する。

イ 実施手続

推進事務を実施しようとするときは、「別紙様式第5」を作成し、知事に提出しなければならない。

⑤報告書

ア 報告書の提出

交付対象者は、対象行為及び森林経営計画策定又は間伐の実施状況について、以下の(ア)及び(イ)により報告書を作成し市町村長に提出するものとする。

(ア) 交付対象者は、森林整備地域活動支援対策の対象行為の実施状況報告書を次のaからdにより当該対象行為の終了後に市町村長が定めた期日までに提出するものとする。

- a 森林経営計画作成促進の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「対象行為の実施状況報告書(別紙様式第6)」により市町村長へ報告するものとする。

- b 森林境界の明確化の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「対象行為の実施状況報告書（別紙様式第8）」により市町村長へ報告するものとする。なお、測量成果（電子データ等による測量成果を含む。）も添付するものとする。
- c 森林所有者の探索の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第9」により市町村長へ報告するものとする。
- d 条件整備の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第10」により市町村長へ報告するものとする。

(イ) 交付対象者は、①のアの森林経営計画策定又は間伐の実施状況に関する報告書を、「別紙様式第7」により市町村長に提出するものとする。報告書の提出は、「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度末及び森林経営計画認定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日を提出期限とする。

この場合において、交付対象者は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに市町村長へ提出するものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とすることとする。

なお、森林経営計画策定又は間伐の実施結果が、「対象行為の実施状況報告書」の内容と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

イ 報告書の取扱い

市町村長は、交付対象者から提出された報告書等に記載された事項について、林地台帳に反映するとともに、交付対象者から提出された報告書を知事に提供するものとする。

ウ 実施結果の確認

(ア) 市町村長は、対象行為の実施結果及び対象行為に要した経費等について確認する。対象行為の実施結果の確認については、アに基づき提出された報告書の書類審査により確認する。

(イ) 確認事務、確認体制等については、④のアの(イ)のbに準ずる。

(ウ) 実施結果の確認

a 市町村長は、対象行為の実施結果について別記1により確認するものとする。

b アに基づき提出された報告書の確認は、原則として、報告書が提出された年度内に行うものとする。

エ 報告書の提供等

市町村長は、アに基づき提出された報告書等の内容について、以下の(ア)又は(イ)若しくは(ア)及び(イ)により、その提供を求める者に提供することができる。

(ア) ③のアの(ア)のbの(b)により提供された成果について、市町村長と協定等を締結して森林経営計画作成促進として施業の集約化に取り組む者に対して提供する場合。なお、森林経営計画が策定されたと認められる場合には、当該報告書の内容の提供を行わないものとする。

(イ) アの(ア)のbにより報告された成果について、市町村長との協定等を締結して森林経営計画を策定する者に対して提供する場合。

⑥事業の中止及び返還等

ア 事業の中止及び返還

市町村長は、交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合、及び次の(ア)、(イ)に該当する場合には、交付した交付金の一部若しくは全額について、協定締結年度に遡って返還等の措置を講じるものとする。

(ア) 森林経営計画作成促進

a 原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合

b 作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合

c 交付対象者が森林経営計画の認定の取消しを受けた場合

(イ) 条件整備

協定に基づく地域活動終了後に、(ア)のa又はcに該当し、積算基礎森林が減少した場合。ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経

営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。

イ 返還の免責

市町村長は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、翌年度までの森林経営計画策定や、計画期間内の間伐が行われなかった場合（「対象行為の実施状況報告書」と「施業等の実施状況報告書」の実施結果が異なる場合も含む。）は、その理由、経緯について、その他の免除理由についても必要十分な説明書面を添えるものとする。市町村長は、必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこと及び検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。市町村長は、交付金の返還の要否の判断については、書面により交付対象者に通知するものとする。

以下の（ア）から（キ）までに掲げる場合には、市町村長は交付金の返還を免除することができる。

- （ア）公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合
- （イ）公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたことに伴い森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条に定める基準に適合しなくなったため森林経営計画等の認定の取消しを受けた場合
- （ウ）対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）
- （エ）交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合
- （オ）自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合
- （カ）自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合
- （キ）自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合

ウ 返還の手続

- （ア）市町村長は、アに該当する場合には、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。
- （イ）市町村は、返還された交付額のうち都道府県から交付された額を都道府県に返還するものとする。
- （ウ）都道府県は、返還された交付額のうち国から交付された額を国に返還するものとする（平成27年4月9日以降に国から交付された交付金に限る。）。

⑦ 交付金の会計経理

ア 証拠書類の保管

- （ア）補助事業者等は補助事業等の収入及び支出について、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類等を補助事業等の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- （イ）市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。
 - a 市町村
 - （a）予算書及び決算書
 - （b）都道府県知事に対して行った交付金及び推進事務費の交付申請から実績報告に至るまでの関係書類
 - （c）協定書
 - （d）その他交付金及び推進事務費に関する書類
 - b 交付金の交付を受けた者
 - （a）協定書
 - （b）交付金の受け取りを示す受領書
 - （c）対象行為の実施に係る経費を示す領収書
 - （d）地域活動の実施状況を示す出役関係書類
 - （e）その他金銭の出納を示す帳簿

別記 1

対象行為の実施状況の確認について

対象行為に係る確認方法は、次に掲げるとおりとする。

対 象 行 為	確 認 方 法
森林経営計画作成促進	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書で確認
森林境界の明確化	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林所有者の探索	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	(現地検査) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況等の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施状況の報告書で確認